

河長監第141-2号

令和3年9月1日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

浦山 宣之

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

総合政策部

第2 監査対象期間

令和2年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和3年4月27日(火)から8月6日(金)
まで

(2) 委員監査 令和3年8月25日(水)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

< 政策企画課 >

1 委託業務について

政策企画課は、多数の委託業務を実施していましたが、それらの委託業務に次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書（契約書に記載する業務工程表及び配置人員、緊急時対応その他委託者が業務の履行上必要と認める事項を記載した書面）の提出がないものや不完全なものが多数ありました。
- (2) 管理委託等業務完了届の様式が相違しているものや記載事項に不備があるものがありました。
- (3) 契約書を相手に送付していないものがありました。

- (4) 実施報告書に記載されていない事項等がありました。
- (5) 委託事業にもかかわらず、その経費が委託費を超えていることを示す委託事業が複数ありました。
- (6) 再委託の承認が書面で行われていないものが複数ありました。

政策企画課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

<広報広聴課>

2 ホームページについて

広報広聴課は、多数の情報をホームページに掲載していましたが、古い情報が複数掲載されていました。

広報広聴課は、適切な情報発信に努める必要があります。